

医療従事者の需給に関する検討会 第1回 理学療法士・作業療法士需給分科会	資料1-1
平成28年4月22日	

## 医療従事者の需給に関する検討会 開催要綱

### 1. 目的

- これまで、医療従事者の需給については、経済社会の変化や医療提供体制の在り方を踏まえつつ、医師、看護職員等の職種ごとに検討を行い、それぞれに必要な対策が行われてきた。
- 特に医師については、平成18年の医師需給検討会の結論を踏まえて暫定的な医学部定員増の措置がされたが、この一部が平成29年度で終了することから、今後数年間の医学部定員の在り方について早急に検討する必要がある。
- また現在、都道府県において、2025年の医療需要を踏まえた地域医療構想の策定が進められているが、病床の機能分化・連携に対応していくためには、医師・看護師のみならず、リハビリ関係職種も含めた医療従事者の需給を念頭に置く必要がある。
- 今後、高齢社会が一層進む中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点から踏まえた医療従事者の需給の検討が必要である。
- このようなことを踏まえ、医師・看護職員等の医療従事者の需給を見通し、医療従事者の確保策、地域偏在対策等について検討するため、本検討会を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 医療従事者の需給の見通しについて
- (2) 医療従事者の確保策、地域偏在対策等について

### 3. 構成員

別紙のとおりとする。

座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

検討会には、文部科学省高等教育局医学教育課の参加を求めることとする。

### 4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の下に、検討会で議論される内容について、より専門的かつ技術的な事項について具体的に検討を行う分科会を設けることができる。
- (3) 検討会は、医政局長が開催し、検討会の庶務は、医政局地域医療計画課、医政局看護課、老健局老人保健課及び保険局医療介護連携政策課の協力を得て、医政局医事課において処理する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。